

第七十四号議案

江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例
(江戸川区特別区税条例の一部改正)

第一条 江戸川区特別区税条例(昭和四十年一月江戸川区条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出し中「かかる」を「係る」に改め、同条第一項中「規定によつて」を「規定により」に、「変更し」を「変更し、」に、「においては、」すでに「を」には、「既に」に、「かかる」を「係る」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第二項中「次項」の下に「及び第四項」を加え、「かかる」を「係る」に改め、同条第三項中「その他の」を「その他」に、「かかる」を「係る」に、「変更し」を「変更し、」に、「から第一項」を「から同項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。を)したとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。を)をしたことに基因して、第一項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税

額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第四十八条の九の九第四項各号に掲げる区民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

一 第二十八条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

二 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日から起算して一年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

付則第三条及び第三条の二を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第三条 平成三十三年度から平成三十四年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第四条の四第三項の規定に該当する場合における第十七条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項（第二号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の四第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第三条の二 削除

付則第十四条の二の見出し中「個人の」を削り、同条第一項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第二項第一号中「付則第十四条の二第二項」を「付則第十四条の三第一項」に改め、同項第二号中「付則第三条の三第一項」及び付則第三条の五の二第一項を「並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項」を「並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項」に改め、同項第三号中「付則第十四条の二第二項」を「付則第十四条の三第一項」に改め、同項第四号中「付則第十四条の二第一項」を「付則第十四条の三第一項」に改め、同条第三項中「第十五条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第五項第一号中「付則第十四条の二第二項」を「付則第十四条の三第三項後段」に改め、同項第二号中「付則第三条の三第一項」を「並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項」に、「付則第十四条の二第三項」を「付則第十四条の三第三項後段」に改め、「付則第十四条の二第二項中「第十五条第四項」とあるのは「付則第十四条の二第四

項「と」を削り、同項第三号中「付則第十四条の二第三項」を「付則第十四条の三第三項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第四号中「付則第十四条の二第三項」を「付則第十四条の三第三項後段」に改め、同条第六項中「付則第十四条の二第三項」を「付則第十四条の三第三項前段」に改め、同条を付則第十四条の三とし、付則第十四条の次に次の一条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第十四条の二 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第八条第二項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第十二条第五項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第十六条第二項に規定する特例適用利子等については、第十五条及び第十八条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第八条第二項（外国居住者等所得相互免除法第十二条第五項及び第十六条第二項）において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に對し、特例適用利子等の額（次項第一号の規定により読み替えられた第十七条の規定の適用がある場合

には、その適用後の金額に百分の三の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2

前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第十七条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第十四条の二第一項に規定する特例適用利子等の額」とする。

二 第十九条から第二十条まで、第二十条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第十九条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第十九条の二第一項前段、第二十条、第二十条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第十九条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三 第二十一条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第十四条の二第一項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは

3

山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第七条第十項（同法第十一条第八項及び第十五条第十四項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第七条第十二項（同法第十一条第九項及び第十五条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第七条第十六項（同法第十一条第十項及び第十五条第十七項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第七条第十八項（同法第十一条第十二項及び第十五条第十八項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

四 付則第二条の二の二の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十四条の二第一項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

所得割の納税義務者が支払を受けべき外国居住者等所得相互免除法第八条第四項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第十二条第六項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第十六条

第三項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第十五条第三項及び第四項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第十八条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第八条第四項（外国居住者等所得相互免除法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第五項第一号の規定により読み替えられた第十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の三の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第二十三条第一項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの）に限り、その時まで提出された第二十四条第一項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第十七条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、

「総所得金額、付則第十四条の二第三項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

二 第十九条から第二十条まで、第二十条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第十九条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第十九条の二第一項前段、第二十条、第二十条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第十九条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三 第二十一条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第十四条の二第三項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第七条第十四項（同法第十一条第十項及び第十五条第十六項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若

しくは配当所得の金額」とする。

四 付則第二条の二の二の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十四条の二第三項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

（江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年十月江戸川区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

付則第五条第七項中「、新条例」を「、江戸川区特別区税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第一条中付則第三条及び第三条の二の改正規定並びに次条第二項の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

（区民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の江戸川区特別区税条例（以下「新条例」と

いう。第三十一条第四項の規定は、平成二十九年一月一日以後に新条例第三十一条第二項に規定する納期限が到来する区民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例付則第三条の規定は、平成三十年度以後の年度分の区民税について適用する。

3 新条例付則第十四条の二の規定は、平成二十九年一月一日以後に支払を受けべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項に規定する特例適用利子等若しくは同条第四項に規定する特例適用配当等、同法第十二条第五項に規定する特例適用利子等若しくは同条第六項に規定する特例適用配当等又は同法第十六条第二項に規定する特例適用利子等若しくは同条第三項に規定する特例適用配当等に係る区民税について適用する。

（説明）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の改正に伴い、健康の維持増進及び疾病の予防を行っている者が特定一般用医薬品等を購入し、購入した年の金額の合計が一万二千円を超える場合、その超える部分について最大八万八千円ま

でその年の総所得金額等から控除する医療費控除の特例制度を設けるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。